

優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）

1. 制度の目的及び認定制度

良質なタクシー・サービスをお客様に提供するため、平成10年12月より、一般社団法人全国個人タクシー協会が実施しています。

マスター事業者とは、業界が自主的な取り組みとして始めた優良個人タクシー事業者認定制度（マスターズ制度）で最高位の三つ星を獲得した事業者のこと。一つ星、二つ星の認定を順に受け、業界以外の有識者で構成される「マスター認定委員会」で承認されれば、マスターになることができ、マスター称号を車両の屋上に表示することができます。

マスター称号（みつ星）の事業者は、個人タクシーの最高ブランドとして、「やさしさと安全・安心を乗せて走ります。」を合言葉に、高品位のタクシー・サービスをお客様に提供するように心がけております。

2. 認定基準

認定基準には、全国の個人タクシーに共通の「基本認定基準」と、地域の特性を活かした「地域認定基準」があり、基本認定基準は、業界以外の有識者で構成する「マスター認定委員会」が公認するものであり、基本事項、安全運転、良質なタクシーサービスの観点から定めています。また、地域認定基準は、全国10ブロックの支部において、基本認定基準に基づき、地域特性を活かした効果的な細目を定めています。これらの基準は、ひとつ星からふたつ星に昇格するとき、ふたつ星からマスターに昇格するときの基準となります。

3. 全国コンテスト

平成25年度から毎年マスター事業者のトップを決める全国大会が開催されています。

全国から予選会を勝ち抜いたマスター事業者20人が集まり、接客、接遇の技術を競い合っています。